

**「うつのみや地産地消推進店」を活用したキャンペーン等の実施に係る
業務委託のプロポーザル実施要領**

1 事業概要

(1) 業務名

「うつのみや地産地消推進店」を活用したキャンペーン等の実施業務

(2) 発注者

宇都宮市地産地消推進会議

(3) 目的

地元で採れたものを地元で消費する地産地消には、「新鮮」、「安全・安心」、「生産者の顔が見える」等のメリットがあることから、消費者の関心も高まっており、本市の地産地消の推進を図る環境づくりとして、「うつのみや地産地消推進店※」（以下、「推進店」という。）の認知度向上や宇都宮産農産物の消費拡大を図るもの

※ 宇都宮市産農産物の取扱量等の宇都宮市地産地消推進会議が定める一定の基準を満たし、認定された店舗

(4) 業務内容（詳細は業務内容のとおり）

ア 推進店を活用したキャンペーン（以下、「キャンペーン」という。）

イ SNS等を活用したWキャンペーンの実施

ウ 市内イベントの開催

エ 広告宣伝

オ 効果測定

カ 成果物の納品

(5) 業務委託期間

契約締結日～令和7年3月14日（金）

(6) スケジュール

令和6年6月19日（水） 参加表明書提出〆切

6月19日（水） 質問受付〆切

6月21日（金） 質問への回答

7月 8日（月） 企画書等の提出〆切

7月19日（金） プレゼンテーションの実施、審査

7月25日（木） 審査結果の通知以降、契約締結

2 上限価格

7,615,000円（税込）

※この金額を超えて企画書が提出された場合は「失格」とし、企画内容の評価は行わない。

3 参加資格

企画提案に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- ・ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ・ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て，又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てが行われている者でないこと。
- ・ 政治団体，宗教団体又はそれに類する団体でないこと。
- ・ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6項に規定するもの）又は暴力団の密接関係者（栃木県暴力団排除条例施行規則第3条に規定するもの）が，役員就任，経営関与等を行っている団体等でないこと。

4 参加申込

本件プロポーザルへの参加を希望する者は，以下の期日までに参加表明書を提出すること。期限までに提出がない場合は参加の意思がないものとみなす。

- (1) 提出書類 参加表明書
- (2) 提出期限 令和6年6月19日（水）正午まで
- (3) 提出場所 〒320-8540 栃木県宇都宮市旭1丁目1番5号
宇都宮市経済部農林生産流通課内 宇都宮市地産地消推進会議事務局
電話：028（632）2843
- (4) 提出方法 提出期限までに参加表明書を上記電子メールアドレスあてに提出すること。

なお、提出の際は以下をメールの件名とし、電話連絡もすること。

件名：「推進店を活用したキャンペーン等の業務に係る参加表明書（貴社名）」

5 質問及び回答

本業務について質問がある場合は，質問書を作成し提出すること。

- (1) 提出書類 質問書
- (2) 提出期限 令和6年6月19日（水）正午まで
- (3) 提出場所 〒320-8540 栃木県宇都宮市旭1丁目1番5号
宇都宮市経済部農林生産流通課内 宇都宮市地産地消推進会議事務局
電話：028（632）2843
E-mail：u2320@city.utsunomiya.tochigi.jp
- (4) 提出方法 提出期限までに質問書を上記電子メールアドレスあてに提出すること。
なお、提出の際は以下をメールの件名とし、電話連絡もすること。
件名：「推進店を活用したキャンペーン等の業務に係る質問書（貴社名）」
- (5) 回 答 令和6年6月21日（金）までに電子メールで回答

6 企画書作成，提供

参加表明書を提出したものは，以下の期日までに企画書を提出すること。

- (1) 提出書類 企画書（A4）10部提出
見積書 10部提出
※ 電子データも下記電子メールアドレス宛てに1部提出すること。
- (2) 提出期限 令和6年7月8日（月）正午まで
- (3) 提出場所 〒320-8540 栃木県宇都宮市旭1丁目1番5号
宇都宮市経済部農林生産流通課内 宇都宮市地産地消推進会議事務局
電話：028（632）2843
E-mail：u2320@city.utsunomiya.tochigi.jp
- (4) 提出方法 提出期限までに企画書を上記提出場所へ持参又は郵送すること。

7 企画提案書の作成要領

以下の要領を踏まえ、作成すること

- (1) 表紙
題名『「うつのみや地産地消推進店」を活用したキャンペーン等の実施業務に係る企画提案書』と提案者名を記載すること。
- (2) 目次
目次を作成し、参照先の頁番号を記載すること。
- (3) 本編
 - ア 仕様書に関する提案
「仕様書 第3章 特記仕様」の項目に沿って、提案内容を具体的に記載すること。
 - ① 推進店を活用したキャンペーンについて
 - ・コンセプト（基本的な考え方）
 - ・具体的な内容（※）
 ※ 仕様書 第3章 特記仕様1(2)～(10)の具体的な内容を記載すること。
 - ② SNS等を活用したWキャンペーンの実施
※ 仕様書 第3章 特記仕様2の具体的な内容を記載すること。
 - ③ 市内イベントの開催について
※ 仕様書 第3章 特記仕様3の具体的な内容を記載すること。
 - ④ 広告宣伝について
※ 仕様書 第3章 特記仕様4の具体的な内容を記載すること。
 - ⑤ その他、本業務の企画提案にあたり、特筆すべき事項やPRポイントについて
 - イ 業務体制・実績等
 - ・ 事業の目的を達成するための考え方や事業の実施方針等
 - ・ 事前準備等を含めた作業スケジュール、業務体制
 - ・ これまで行った本業務に類似する業務実績
 - ウ 見積経費
 - エ 地域経済貢献
 - ・ 市外業者（市内に本社、本店、支店、営業所等を有しない者）が宇都宮市内に本

店を有する市内業者に業務の一部を委託するとき、内容及び見積金額における市内業者への再委託金額の割合

- ・ また、各業務において、市内居住者を雇用する場合の人数及び賃金額等

(4) その他

- ・ 原則、横書きでA4判左綴じとすること。
- ・ 作成の際は、わかりやすい表現で行い、なるべく専門用語の使用は避けること。

8 プレゼンテーションの実施

プレゼンテーションについては、専門的な知識を有しない者でも理解できるよう、分かりやすいものとする。発注者が示す要件をすべて満たした上で、より良い提案やアピールする点があれば、その内容を説明すること。

ア 日 時 令和6年7月19日（金）発注者が指定する時間

イ 実施場所 発注者が指定する場所

ウ 説明時間 持ち時間30分（説明15分、質疑応答15分）とする。

エ その他 ・PowerPoint等を使用してプレゼンテーションを行う場合は、電子データをあらかじめ用意すること。なお、パソコン、プロジェクター、スクリーンは宇都宮市地産地消推進会議で用意したものを使用する（パソコンについては参加者の機器使用も可）。

- ・ 企画提案書を補足する資料があれば必要に応じて10部

9 企画提案内容の評価項目

企画提案書の評価については、主に以下の基準により総合的に行う。なお、詳細については、評価表（別添）のとおり。

(1) 仕様書に関する提案

① 推進店を活用したキャンペーンについて

- ・ コンセプト（基本的な考え方）
- ・ 具体的な内容

② SNS等を活用したWキャンペーンの実施

③ 市内イベントの開催について

④ 広告宣伝について

⑤ その他、本業務の企画提案にあたり、特筆すべき事項やPRポイントについて

(2) 業務実施スケジュール・実施体制・類似する業務実績

(3) 見積経費について

(4) 地域経済貢献度

10 失格事項

- ・ 上限価格を超えた見積書を提出した者
- ・ 提出書類に虚偽の記載をした者

- ・ 提出期限までに提案書を提出しない者及びプレゼンテーションに参加しない者
- ・ 契約締結までに本書の諸条件に違反した者
- ・ その他「実施要領」の諸条件に違反した者

1.1 審査結果の発表

- ・ 審査結果については、令和6年7月25日（木）までに参加者に書面により通知する。
- ・ 審査結果に対する異議申し立ては、一切受け付けない。

1.2 契約

提出された企画書、プレゼンテーション等に基づき審査を行い、最優先順位の者と随意契約を締結する。なお、契約締結後においても契約業者に本提案における失格事項又は不正と認められる行為が判明した場合は、契約を解除できるものとする。

1.3 その他

- ・ 本業務の実施にあたり、疑義が生じた場合は、委託者・受託者双方がよく協議したうえで決定する。
- ・ 企画提案にあたり、プロポーザルで提案のあった企画書の規模を下回ることはできない。実現可能な提案とすること。
- ・ 仮に企画書の内容を実施できない場合には、同等と認められる内容に変更することが可能であるが、実施できなかつた場合には、業務不履行となるため、委託料が減額される場合がある。
- ・ 採用した企画内容を一部変更することがある。
- ・ 企画提案にかかる費用は参加者の負担とする。
- ・ 辞退を申し出た者、又は失格として取り扱われた者においては、これを理由として以降の指名等に何ら不利益な扱いを受けることはない。

「うつのみや地産地消推進店」を活用したキャンペーン等の実施に係る業務 評価の視点について

評価項目		配点	評価の視点
大項目	小項目		
企画提案内容 (80点)	1 推進店を活用した キャンペーン	コンセプト (基本的な考え方)	5 ・地産地消や本キャンペーンの趣旨を十分理解し、キャンペーンを機に地産地消が推進されるような内容であるか。
		基本事項	10 ・事業内容に具体性・実現性があり、確実に消費者の推進店への訪問を促せるような内容かつ宇都宮産農産物の消費拡大に繋がる内容であるか。 ・小売店等と飲食店等で応募プラットフォームが統一されており、効果的な資材が提案されているか。 ・具体性・実現性がある新規開拓店舗数が提示されており、効果的な開拓手法であるか。
		強化事項	20 ・参加店舗の集客や売上増加等に繋がる内容であるか。 ・幅広い世代の参加促進に繋がる内容であるか。 ・幅広い世代へのPRの実施について、具体性があり、キャンペーン参加の訴求や消費拡大につながる効果的な内容であるか。
	2 SNS等を活用したWキャンペーン	15 ・キャンペーン、推進店双方の認知度拡大と、キャンペーン期間中により多く推進店の消費者に足を運んでもらえるような、効果的な内容や方法であるか。	
	3 市内イベント	10 ・キャンペーンの認知度拡大と宇都宮産農産物の魅力や推進店を知る機会として、多くの市民が参加できるイベント内容であるか。 ・具体的・実現性がある内容であるか。	
	4 広告宣伝	15 ・具体的な手法や広告効果指標が提示されており、本事業の認知度向上や消費者の積極的な参加につながるような効果的な内容であるか。 ・参加店舗内外でのPR手法の提案があるか。 ・幅広い年代の参加促進のための効果的な広報手法が提案されているか。	
5 その他特筆すべき事項やPRポイントについて	5 より魅力的な事業となる企画提案が盛り込まれているか。		
体制・実績 (10点)	1 業務実施スケジュール、実施体制、業務実績	5 ・本業務を実施する上で、十分に実施可能なスケジュールであるか。 ・本業務を実施する上で、企画や資材の納品など担当するスタッフは十分か。 ・過去に類似する業務で良好な実績を挙げており、本業務を実施するノウハウがあるか。	
	2 プレゼンテーション	5 ・資料の完成度は高いか。 ・説明はわかりやすいか。 ・担当者は誠意をもって応答しているか。	
価格評価 点数 (10点)	最低見積価格/当該業者見積価格×10 (小数点第2位四捨五入)	10	
地域貢献度 (5点)	(市内業者)企画提案者が市内業者 5点 (市外業者が一部業務を市内業者に再委託する場合) ・再委託金額の割合が20%以上 3点 ・再委託金額の割合が10%以上20%未満 2点 ・再委託金額の割合が10%未満 1点 ※市内業者への再委託の有無に関わらず、市内居住者を直接雇用する旨を雇用人数、金額等で具体的に明示している場合、1点を加算する。	5	
総合評価点数		105	